

# 安田町事業承継等推進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、安田町補助金等交付規則（令和6年規則第3号）第22条の規定に基づき、安田町事業承継等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 町内の中小企業等の円滑な事業承継及び後継者等の中核人材の確保を進め、中小企業の休廃業等を抑制し、企業数減少による経済基盤の脆弱化を防ぐことにより、優良な雇用の場の確保及び本町経済の基盤強化を図り、もって本町産業の発展につなげることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 別表第1に定める事業者をいう。
- (2) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項の規定に基づき、解雇の予告を必要とする者をいう。ただし、個人企業の事業主及び事業主と生計を一にする三親等内の家族従業員並びに法人企業の役員を除く。
- (3) M&A 企業の既存経営資源を活用することを目的に企業又は事業の経営権を移転する取引をいう。ただし、買収、資本、資産等の取引を伴わない業務連携等を除く。
- (4) 専門事業者 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介事業者、金融機関等、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

## (補助事業及び補助事業者等)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 既存事業の買収 地域に必要と認められる事業を買収する事業
- (2) 承継後の取組 地域に必要と認められる事業を買収した後に行う、新たな事業展開及び経営の安定化に資する事業

2 前項に規定する補助事業の補助事業者、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に着手しようとする日の30日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

## (補助金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第10号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が安田町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるときは、補助金等の交付の対象としない。

2 町長は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、前条第1項本文の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助金の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第11号様式による補助金変更承認申請書に別記第2号様式による変更事業計画書及び別記第12号様式による変更収支予算書を添えて町長に提出し、町長にその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金額を変更しようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない事業計画の細部の変更である場合は、この限りでない。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、町長が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて町長に事前協議すること。）
- 2 町長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、別記第13号様式による補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の変更交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第14号様式による補助事業中止・廃止承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による補助事業の中止・廃止の申請が適当であると認めたときは、別記第15号様式による補助事業中止・廃止決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、町が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施にあたっては、第6条第1項ただし書に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(状況報告及び調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに別記第16号様式による補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定及び交付)

第 13 条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適當であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第 18 号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金交付額の確定を受けた補助事業者は、別記第 19 号様式による補助金交付請求書を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (財産処分の制限等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が 10 万円以上の施設財産、機械設備等（以下「取得財産等」という。）については、財産名、規格、数量、単価、取得価格、取得年月日、保管場所又は設置場所、補助金額、圧縮後金額、減価償却年数等を記載した取得財産等管理台帳（別記第 20 号様式）を備え管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第 21 号様式による財産処分承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 町長は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、若しくは担保に供することを承認しようとするとき又は既存事業の買収若しくは承継後の取組の補助事業を実施した者が承継後 3 年以内に事業から撤退したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、第 2 項の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。

#### (補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 第 6 条第 1 項ただし書に該当したとき。
  - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (6) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第 13 条第 4 項の規定を準用する。

(事業完了後の経過報告)

第 16 条 補助事業者は、既存事業の買収又は承継後の取組の補助事業を完了した日の属する年度の終了後 1 年度目から 3 年度目までの各年度の経営状況について、翌年度の 4 月 15 日までに別記第 22 号様式による承継後経営状況報告書により町長に報告しなければならない。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業、補助事業者に関して、安田町情報公開条例（平成 14 年条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に定める者

業種	資本金	従業員
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

(資本金又は従業員数のいずれかに該当すること)

(2) 中小企業信用保険法第2条第1項第3号から第11号までに定める協同組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、酒造組合（同連合会及び中央会）、酒販売組合（同連合会及び中央会）等

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人のうち医業を主たる事業とする法人

(4) 農業、林業又は漁業を営む者

農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人等

別表第2（第4条関係）

補助事業	①既存事業の買収	②承継後の取組
補助事業者	<p>次の要件の全てに該当する者</p> <p>(1) 町内で事業を営む中小企業者等のうち、町内に本社を置く法人又は町内に住所を有する個人事業者であること（補助事業期間内に、当該要件を満たすと見込まれる場合も含む）</p> <p>(2) M&amp;Aの譲受側であること</p> <p>(3) 町税、県税及び町及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと</p>	
	<p>以下のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象とならない</p> <p>(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者</p> <p>(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者</p> <p>(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者</p> <p>(5) 既に補助金の交付を受けた者。ただし、交付金額が補助上限額に達していない場合や、既に既存事業の買収枠で交付を受けた者が、承継後の取組枠で交付を受けようとする場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、町長が不適当であると認める者</p>	
補助要件	<p>次の要件の全てに該当すること</p> <p>(1) 「地域に必要と認められる事業」を譲り受け、町長が認める地域内でその事業を継続すること</p> <p>(2) 交付申請時点で常時使用する従業員がいる事業を譲り受ける場合、承継後も継続雇用を希望する従業員について継続雇用すること</p> <p>(3) 事業承継に関して、譲渡側事業者とともに高知県事業承継・引継ぎ支援センターに相談・支援を受け、補助金申請について必要な項目の確認を受けていること</p> <p>(4) 「事業承継計画（M&amp;A）」（別記第8号様式）を作成し、中芸地区商工会の確認を受けており、計画に沿った補助事業を実施すること</p>	
	<p>(5) 交付申請時点において基本合意契約を締結しており、補助事業期間中に最終合意契約を締結し、代表権の登記又は開業届の提出を完了すること</p>	<p>(6) 交付申請年度の前年度以降に最終合意契約を締結していること、又は交付申請時点において基本合意契約を締結しており、補助事業期間中に最終合意契約を締結し、代表権の登記若しくは開業届の提出を完了すること</p>
補助対象経費	<p>既存事業の買収に係る経費 事業用資産取得費用 株式取得費用</p>	<p>承継後の新たな取組や経営の安定化に資する取組に係る経費 機械設備費、リース料、賃借料、店舗等改修費、広報費、委託料、アドバイザー料、原材料費、産業財産権等関連経費、旅費、マーケティング調査費、会場借料費、機械設備等処分費 等</p>
	<p>ただし、次に掲げる経費については補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門事業者に対する顧問料等</li> <li>・官公庁等の手続及び書類作成及び個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用</li> <li>・他の機関等又は制度から同種の補助を受けている経費</li> <li>・消費税及び地方消費税</li> </ul>	
補助率	5分の1以内	<p>機械設備費 5分の1以内 機械設備費以外 2分の1以内</p>
補助限度額	200万円	100万円

注1 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。